

## 町営分譲宅地募集要項

次の町営分譲宅地について、下記のとおり分譲募集します。

- (1) エンゼルタウン上神目1期(上神目地内)
- (2) エンゼルタウン上神目2期(上神目地内)

### 記

#### 1 申込資格

- (1) 申込者自ら居住する住宅を建設するため宅地を必要としている方
- (2) 宅地引き渡し後10年以内に住宅を建設し居住の開始ができる方
- (3) 久米南町に住民登録し、永住する見込みのある方
- (4) 分譲代金及び住宅を建設するための資金調達ができる方
- (5) 町税等徴収金の滞納がない方
- (6) 反社会的行動を行う団体の構成員及び暴力的不法行為を行う者、並びに公序良俗に反する行為を行う者でないこと

#### 2 分譲の条件

- (1) 住宅は専用住宅に限ります。
- (2) 宅地引き渡し後10年間は、次の行為を禁止します。
  - ・土地に地上権、質権、使用貸借権、その他の使用収益を目的とする権利を設定すること。
  - ・売買、贈与、交換及び出資等により所有権を移転すること。
  - ・土地を分割すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
  - ・相続により当該権利が移転する場合
  - ・その他契約書で定める事項など特別な事由と町長が認めた場合
- (3) 町の設置する公共下水道に接続すること。
- (4) 久米南町宅地分譲要綱及びこの要項に違反しないこと。

#### 3 申込受付

次のとおり先着順で受け付けます。なお、完売次第終了します。

- (1) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日は除きます。)
- (2) 受付場所 久米南町役場産業振興課
- (3) 必要書類
  - (ア) 町営分譲宅地購入申込書(別紙) 1通
  - (イ) 市町村税につき滞納がない旨の証明書(課税対象者全員のもの) 1通
  - (ウ) 住民票(同居予定者全員のもの) 1通
- (4) 申込方法 受付期間中、申込者ご本人又は申込者と同一世帯の方が、必要書類をご持参ください。なお、郵送での申込みは受付いたしません。

※(イ)(ウ)は、久米南町に住所を有する者については除きます。

※申込みに際し、第1項の申込資格を満たすことの確認のため、個人情報照会・収集することに同意をいただく必要があります。

#### (5) 申し込みの無効

次のような場合は、申込みを無効としますので、ご注意ください。万一、譲受人に決定した場合又は契約締結後においても、当該決定を無効とし、又は契約を解除します。

- ・申込者に申込資格がないとき。
- ・申込書に虚偽の記載があるとき。
- ・正当な理由なく所定の期日までに、必要な手続きをされない場合

・分譲代金の支払いが、1月以上遅延したとき。

#### 4 契約者(購入者)の決定

受付後、内容審査の上、決定し、その旨を通知します。

ただし、譲受人は、次項に規定する期間内に契約を行わなかった場合には、その決定を無効とします。

#### 5 契約及び支払い

##### (1) 契約締結の期限

前項に規定する譲受人決定の通知から1カ月以内に契約を締結します。

##### (2) 契約保証金

分譲代金に100分の10を乗じて得た額を契約保証金として、契約締結日までに久米南町役場出納室又は町長が指定する金融機関へ振り込むものとします。なお、振込手数料は譲受人の負担となります。

契約保証金は分譲代金の一部に充当します。

契約保証金に利息は付けません。

##### (3) 分譲代金の納入

分譲代金の残金については、契約締結日から6カ月以内に久米南町出納室又は町長が指定する金融機関へ振り込むものとします。なお、振込手数料は譲受人の負担となります。

#### 6 諸経費等

契約に要する収入印紙代、所有権移転登記に要する登録免許税等については、譲受人の負担となります。

#### 7 所有権移転登記及び土地等の引き渡し

分譲代金の完納後、所有権移転登記の手続きを久米南町が行い、登記完了後に期日を定め、職員の立ち会いの上、土地及び登記済証書の引き渡しを行います。なお、宅地の引き渡しは現状有姿とします。

所有権移転登記に伴う名義は、原則、申込者となります。特別な事情により共有名義とする場合はあらかじめ町長の承認を要します。なお、承認の条件としては①本人持分が50%以上であること②共有者が申込資格を満たすとともに、契約条件を遵守できることとなります。

#### 8 ご了解事項

(1) 公共下水道汚水ます、電柱、電線などの位置の変更はできません。

(2) 簡易水道、公共下水道への接続には、別途負担金(簡易水道13mm:28万円、公共下水道:30万円)が必要となります。詳しくは役場建設水道課(電話086-728-2117)へお問い合わせください。

(3) 団地内の共有施設(ゴミステーション等)は団地の皆さんで維持管理していただきます。

(4) 住み良い町づくりのため、地域社会との密接な関係が必要となりますので、地域住民として活動していただきます。

(5) 宅地引き渡し後の隣接者との紛争等については、町では一切責任を負いません。

(6) \*エンゼルタウン上神目2期の南側に流れる水路は、用排水及び防火用水路等の目的もあるため、維持管理費として当該水利組合へ支払っていただくこととなります。

(7) 住宅の基礎工事は、住宅メーカーとの打ち合わせの上、必要に応じて補強工事を行ってください。

(8) 契約締結後に契約を解除した場合は、違約金として、分譲代金に100分の10を乗じて得た額(以下「違約金」という。)をいただきます。土地引き渡し後において契約を解除した場合も、違約金をいただきます。いずれの場合も返還金には利息は付きません。その他の契約又は登記に要した費用等については返還しません。

\* (6)については、エンゼルタウン上神目2期の購入者のみ

#### 9 個人情報の取扱について

宅地分譲に伴い申込書その他に記載された個人情報は、久米南町個人情報保護条例(平成17年

久米南町条例第1号)に従い厳正に管理し、宅地分譲業務以外の目的で使用することはありません。

附 則

この要項は、平成29年7月1日から施行します。